

会 議 録

会議の名称	第 9 期 第 6 回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和 7 年 9 月 1 7 日（水） 午後 7 時 0 0 分から午後 8 時 3 0 分まで
開催場所	本町暫定庁舎・第一会議室
出席者	【委員】 （会場参加） 室岡利明委員（会長、社会参加・就労支援部会長）、佐々木宣子委員（副会長、相談支援部会長）、浅野貴博委員（障害者支援施設検討部会長）、村松広美委員、林由紀委員、荒木浩委員、近江屋哉子委員、中村裕子委員、戸田重央委員、川田義廣委員、金塚恵美子委員、田口重和委員、荒井康善委員、田村忍委員、尾島聖子委員、田形大輔委員、山本善万委員 （WEB 参加）塚口敏彦委員、佐々木由佳委員 （欠席）長岡好委員、山崎美喜委員 【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 小金井市障害者地域自立生活支援センター
会議内容	第 9 期 第 6 回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり

第9期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

ただいまから第6回小金井市地域自立支援協議会全体会を開催いたします。

まず本日の欠席委員を事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日、長岡委員と山崎委員から欠席のご連絡をいただいております。また塚口委員と佐々木由佳委員はオンラインで参加となっております。

小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、協議会の開催には半数以上の出席が必要となりますが、21人中19人の出席がありますので会議が成立することを報告いたします。

(会長)

ありがとうございます。

次に配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日配付しております資料は、一点目、本日の次第となります。こちらは専門部会全体会含めて1枚のものとなっております。

二点目、資料1 小金井市障害者福祉センターの運営方法について（再配布）、とあるものでございます。こちらは7月の専門部会で配布したものと同一ものとなっております。

三点目、資料2 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の見直し案について、四点目、資料3 令和7年度障害者週間ブース出展について、次第を含めまして以上4点でございます。

不足等ございましたら挙手をお願いします。

(会長)

資料は大丈夫でございましょうか。

それでは次第2議題の(1)各部会からの報告でございます。

初めに社会参加・就労支援部会協議状況についてご報告したいと思います。

7月は、5月の専門部会で事務局から説明を受けた就労選択支援という新しいサービスについて引き続き議論を進めております。

そもそもこのサービスについては事業を運営できる事業者の要件として実績や必要な研修の受講など、参入に高いハードルが設けられているという印象があるという意見が示されています。

併せて研修自体も、ほぼ満席状態というところが多発しており、受講申し込み自体が難しい状況にあるという課題も示されています。

サービスの推進のためには、予算措置を含めた市の関与が必要になるという意見が示される一方、市としてどのような支援策を打てば、サービス提供が可能に

なるか、把握しきれない状況があるということでした。また、サービスの実効性を確保するためには相談事業者の皆様の関与も非常に重要になると考えられるというところでございます。

また、相談事業者、就労支援事業者ともに、事業に関する理解が現状十分ではなく、サービスに関する周知や情報提供が十分であると言えない状況もあります。こうした状況を解決するためには、各事業者を対象とした勉強会や情報共有をするための場を設ける必要があるという意見も出されております。

そこで今回の専門部会では事務局を通じて、計画相談事業者の皆さんにオブザーバー参加を呼びかけ、今後のサービスのあり方に関して、忌憚のないご意見を伺いたいとお願いしてきたところです。

それを受けまして本日の専門部会では、大前提としてこの事業を小金井市の中でどう展開をしていくか事業者の皆さんからお話も伺いつつ、やはり就労選択支援サービスという利用者本人の意思決定支援が非常に大切であるのではないかと確認し、そのためには選択肢として与えられる事業がないといけないというところのお話もあり、小金井市には就労継続支援A型サービスを行っている事業所がないこともやはり課題であり、就労系サービスとしての選択肢になりうるのかということも含めて、開拓が必要になることもあると話がありました。

先ほどから近隣市もなかなか手を出しにくいというようなお話もありつつ、近隣市が若干ですが、出てきたこともあるというご報告もいただいております。しかしながら、先ほども出ましたとおり、事業の理解度を上げていかないと、意思決定支援に繋がっていかないっていうところをも理解度を上げていかないと、この時サービスが上手く回っていかないという状況もあるのではないかとこのところになっています。

この事業に関する相談支援事業者からの意見というの伺いましてポジティブに小金井市でこの事業展開ができるか継続した話を今後もすることで本日は終了しております。

社会参加就労支援部会からの報告は以上です。

相談支援部会長からご報告お願いいたします。

（相談支援部会長）

前回の7月期の相談支援部会のご報告です。

普段とは内容を変えまして事務局から提示していただいた市内のサービス提供状況に関するデータをもとに、事業者や事務局と意見交換をいたしましたその中でヘルパーのニーズが増加しながらも、事業所数は減っているという現状について確認することができました。

相談事業所としても他市まで手を広げてサービス提供主体を探すなど、苦労し

ているという実態が把握できましたが、当事者やそのご家族にとっても非常に困難な状況だろうということが読み取れるデータを示していただいたと考えております。

こうした状況に対して、対応する手段としては、すぐに思いつくとしたらサービス報酬の引き上げや市による上乗せの補助ですとか、制度的な制約や予算上の制約を受けてしまう方策というのがすぐに考えられるところではあります。そのような対策はすぐに解決策を示すのは難しいと考えております。

こうした現状も踏まえて各事業所においても、事業所自体の持続可能性や、次の責任者、相談支援専門員の育成など、所定の研修を終了していれば、参画できるような移動支援の場などに積極的に若い世代を引き込んでいくことが大切だという意見が出ています。

福祉の現場だけにとどまらない人手不足の時代なので、どのようなサービス提供のあり方を検討していくかは大変難しいという話になっています。

また、自立支援協議会の専門部会とは別に、運営されている相談支援事業者の皆さんが参加されている相談支援事業所連絡会での取り組みとこちらの相談支援部会での議論を有機的に繋げて、相互の議論や検討をより有意義に深めていきたいという提案がありました。

各委員からは前向きなご意見と反応をいただいているところです。

相談支援部会としまして、相談支援事業所連絡会で話し合われた事柄について専門部会の委員から意見をいただいて、フィードバックしていけるというような流れができれば良いというところで、まず、前回方向性が一致したところで、それを踏まえて本日、相談支援事業所連絡会との協議内容の共有ということで、どのような話がされているか資料にまとめ、共有しております。

まずその共有する前に、計画相談の仕組みを理解するべきだということで厚生労働省のホームページを参考に、資料を作成し、それをもとに計画相談というのはどのような流れなのか、本日前半で確認いたしました。

その後、相談支援事業所連絡会では、双方の協議内容の共有の仕組みがあると良いというところは一致しているというところと、昨年度を中心に地域生活支援拠点等事業の話を、こちらの専門部会でも情報共有していました。その事例検討が積極的にできると良いという話を共有しています。

地域生活支援拠点等事業、これが加算という仕組みを活用することになりますが、簡単に手を出せる仕組みではなく、3事業所が揃っていることや、その地域の課題も抽出するという、ある意味、事業所にとっては加算についてはありがたいのかもしれないが、この事例を出すこと自体にもある程度のパワーが必要で、ふさわしい事例があるかという慎重な検討も必要だと思いますので、そのあたりは丁寧に説明しながら進められれば良いという話になっております。

今回は計画相談事業の現況について共有をしました。

相談支援専門員の人員が不足している点、求人を行ってもなかなか申込者がいないという現状、そのためには離職を防ぐ取り組み等が大切とは考えてはいるがなかなか難しさもあるという点を共有しております。

相談支援専門員は、一定の要件に該当する方が一定の研修を受けて、資格を得られるというものなので、早めに研修の受講等を進めていただくという意見は出ていますが、そのこと自体が事業所としてはハードルが高く、人材を増やすことが大変困難であるということを共有しております。

相談支援専門員の動き方によって、ご本人・ご家族の困り事への対応なども違ってはきますが、サービス提供の選択肢も少なく、人員も少ない中でやっているという現状が大変困難となっている。

利用したいという方の人数は多いが、限られた人数の相談支援専門員の中で支援していくと利用者さんを1人につけられる時間やパワーが潤沢には用意できないという苦しさ、ジレンマがあることを共有しております。

これらについては簡単な解決策というのを1回で話すことは難しいけれど、実際小金井市では13事業所で相談支援専門員も、計画の中で設定された人数17名はいるが、実際は不足している現実もあり、それは事業所の兼務の問題です。様々な要件が重なってそのような実態になっているのだろう現実の感覚と、この計画で見る人数には解離があることがわかりました。

本日は、高齢分野ではケアマネジャー等はどうのように動いているかなどご説明いただいて、共有したというところです。

このような議論をする上では必要な概要、規模感をあらかじめ示しておかないと議論にならないという意見もありましたので、必要な資料を準備して相談支援事業所専門員が不足しているのではないかという点について議論を深めていきたいということで本日は終了しております。

(会長)

ありがとうございました。次に障害者支援施設検討部会の会長から報告をお願いいたします。

(障害者支援施設検討部会長)

7月の障害者支援施設検討部会では、事務局が東京都に入所施設のことについてヒアリングをして、その内容をまとめた資料をご説明いただいて、残りの時間は、委員から質問を受けるという内容となりました。

入所施設をこれから検討していく中で、国の大きな基本的な方針としては、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することが、大きな国の方針になっており、東京都としても平成17年10月1日の入所施設定員が7,340人であり、それを超えないことを東京都としても基本的な目標として掲げてい

ます。その中でどういう場合に入所施設を建てていいのかというところで、今後作るのであれば、真に必要な場合のみ例外的に認められるということが基本的なスタンスになります。

認められるためにはいくつかの要件がありまして、例えば、その要件の一つとして自立訓練や就労移行支援を行うことが要件であったりします。

今までの部会でも他の報告でも出ましたが、人材不足はこの施設検討部会でも最初から課題として、話に出ていまして、7月の事務局からの情報提供でそれに加えて土地についてどれぐらい補助が出るのか出ないのかという課題も出てきていることを共有しました。

それについて、今日の部会では、今年の1月14日、15日の2日間に分けて2グループにわかれて、社会福祉法人武蔵野会小平福祉園に見学に行った時の資料を事務局でまとめてくださって、小平福祉園以外のところも見てみたいという声が委員からありまして、事務局の方で5月と6月にかけて取った当時者ご家族向けのアンケートと事業者向けのアンケートを7月の部会でも共有して、これまで部会で出た話を踏まえて、事務局で候補を二つ挙げてくれました。

一つが、1月に見学に視察に行った社会福祉法人武蔵野会でやっているリアン文京という公設民営の施設で、短期入所や生活介護、就労支援B型や相談支援、放課後等デイサービスもやっているところが一つ候補に挙がっています。もう一つがマイルドハート高円寺という中野区にある施設です。

これは公設民営が民設民営になり特養と併設をされていて特養が190名定員でそれに併設される形で障害者入所施設の定員10名という形で併設をされているところで、日程調整をして、できれば年内に2班にわかれるかどうかはこれから検討ですが、今後議論を進めていく上で参考にできればということで今日は話を終えました。以上です。

(会長)

ありがとうございました。全ての部会からの報告が終了しました。

皆さんの方からご質問等を、あと部会の方で補足がある方がいらっしゃればよろしく願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

次に議題(2)(2)事務局からの報告です。事務局からお願いします。

(事務局)

事務局からの報告は特にございませんが、部会の方で交通対策課から預かったチラシを配布しております。

障害のある当事者や支援をしている方のご意見もぜひ聞きたいというようなことを担当が申ししておりましたので、ぜひ参考にいただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは次に進みます議題(3)協議事項です。

小金井市障害者福祉センターの運営方針についてです。こちらにつきましては前回の専門部会で資料配布および簡単な説明があり、今回全体会で協議を行うということでした。

前回配付の資料については今回も引き続き持参をお願いしたところですが、念のため事務局の方で再配布させていただいております。それでは事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

それでは資料 1 をご覧ください。

こちらは前回の専門部会でお配りしました参考資料 1 としていたものを再配布したものでございます。

7月の専門部会におきまして簡単な説明をしたところですので、経過等の説明は省略しまして、担当部署の方針を中心に改めて説明いたします。

市の行財政計画においては障害者福祉センターを民間の法人に移譲することについて検討することとされているところでございますが、障害者福祉センターにつきましては、他の事業所では受け入れが困難な重度な障害のある方を受け入れる施設いわゆるセーフティーネット的な役割を担っていることから担当部署といたしましては市が運営に関与することが望ましいと考えております。

また、緊急一時保護事業や機械式の入浴サービスなどの事業につきましては公的な財政負担がないと運営が賄えないような事業であるため民間に移譲した場合事業の継続は困難と考えております。

以上の理由から担当部署としましては指定管理者制度による運営を継続することが望ましいというのが現在の考え方でございます。

一方民間移譲の検討を取り止めた場合、行財政計画における目的がどうなるのかということでございますが、本日再配布はしておりませんが、7月に配布した参考資料お持ちの方は、参考資料 2 の 43 ページをご覧くださいと思います。

お持ちでない方のために読み上げますと、「民間移譲の目的として民間事業者が持つノウハウ等を活用し柔軟かつ適正な施設の維持管理を行う。」このように記載してございます。

民間事業者が持つノウハウの活用につきましては指定管理者制度によりその目的は果たせるところですが、計画に掲げた当時課題とされていたのは柔軟かつ適正な施設の維持管理でございます。

市の予算は、原則として当該年度に完結するものとなっておりますので、例えば大きな修繕が急に必要となった場合、指定管理委託料とは別に修繕するとなる

とそのための予算を措置しなければならないということになります。

また、指定管理委託の範囲内で行うとなると、委託料で賄い切れるかどうかの判断がつく頃に発注するのでは年度内に工事が終わらないことから発注を見送るといった事例もこれまでにはございました。

ただし、この課題につきましては障害者福祉センターの運営に当たっては指定管理委託料の他に、積立金の活用も可能となっておりますので、受託法人と綿密に連携を取りまして、修繕が必要な箇所の把握や、工事に必要な期間を早めに見込みこむことによって積立金により年度内に終わるように発注し、委託料に余剰金があれば積み戻し、万が一不足が生じた場合は、翌年度以降に計画的に積み戻すという形をとれば、解決できるものと考えております。

以上の理由から担当部署としましては、民間移譲の検討は終了し、指定管理制度による運営を継続していきたいと考えているところでございます。

こちらの自立支援協議会につきましては障害者総合支援法第89条の3の規定に基づきまして、地域における障害者等への支援体制に関する課題について協議する場であり、行財政計画におきましても、取り組み内容として「自立支援協議会の意見等を参考にしながら慎重かつ丁寧に検討を進める。」と記載していることから皆様のご意見を確認していただくこととしたものでございます。説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

障害者福祉センターの運営方法に関する市の担当部署の考え方についてのご説明でした。

市の担当部署としては、行財政計画にある民間移譲の検討は終了して、指定管理者制度を継続したいと考えているということです。自立支援協議会の法的な位置づけを踏まえて、皆様のご意見を確認したいということでございます。

ご意見やご質問があればよろしく願いいたします。

(委員)

こちらいただいた資料の中で障害者福祉センターについては資料の中にもあるとおり、民間では対応の難しい障害福祉サービスを今担っているのも、今までどおりの指定管理が望ましいと思います。委託された民間事業所が、その公の施設として市民ニーズの把握やサービスの向上が図れるよう、市としても積極的に関わってもらいたいと思います。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

指定管理が望ましいというご意見だったと思います。

その他ご意見ご質問等がありますか。

よろしいでしょうか。

それでは次の協議事項に移りたいと思います。

(会長)

協議事項イ「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金市条例」の見直し案についてです事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料2をご覧ください。

現行の障害者差別解消条例に関しましては、附則第2項の規定に基づき令和9年4月を目途に見直しを行いたいと考えております。

条例の見直しにつきましては差別解消委員会で検討を行うという前提のもと、皆様からご希望を伺った上で委員を選任し、その委員により協議を進めているところでございますが、5月に開催した全体会以降、差別解消委員会による協議が2回行われておりますので、その検討状況を報告するとともにご意見がありましたら次回10月に開催予定の第3回差別解消委員会で参考にしたいと考えております。

限られた時間ですので資料に記載の内容の説明は省略いたしますが、資料の2の(1)のウにあります教育に関することにつきましては、教育委員会選出の委員のご意見を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料2の裏面(2)に関しましては、これらの意見を踏まえ第3回差別解消委員会に事務局の修正案を提出し協議する予定となっておりますので、その次に開催する全体会におきまして改めて協議結果をご報告させていただきたいと思っております。事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました条例の見直しについてご意見ご質問等ありますでしょうか。

特に、教育委員会の見解につきまして確認したいということですので初めに教育委員会所属の委員の方からご意見頂戴できればと思いますよろしくお願いいたします。

(委員)

教育委員会でもこの話をして話をまとめてきましたので、その話をさせていただきます。

これまで様々な議論がなされた上で決定された条例ですので、教育に関する箇所について大きく見直しをするという意見はありませんが、教育委員会として考えていることについて話をさせていただきます。

まず、ご提案のあった第2項の変更についてですが、提案のとおり「必要な措置を講じ、関係職員に対する」という変更で問題はないと考えます。

また、おそらく前回、委員会の議事録を拝見したところ、委員から、「現状の教育の感覚で言うと、障害のあるなしに関わらずという表現が今の感覚としては少し離れていて、障害があるかないかではなく、その子に必要な必要じゃないかという観点で教育が語られているところが多いのではないかと思います。」という話があったと思います。

まさにそのとおりで、教育委員会といたしましては、障害のあるなしということではなく、全ての子どもに対して、その子の困り感や特性に応じた支援を行うという考えを持っております。

例えば、その12条の第1項にあります、「障害の有無に関わらず、幼児、児童及び生徒が」という表現につきましても、「全ての幼児、児童及び生徒が」という表現にすることも考えられます。

また、その後に続く「障害のある幼児、児童及び生徒が」につきましても、その前に「全ての幼児、児童及び生徒が」と言ってしまうと、あえて「障害のある幼児、児童及び生徒が」と言わなくても良いと考えることもできます。

ただ、この条例が障害者差別解消法を受けて定められていることを考えると、やはりその「障害の有無に関わらず」や、「障害のある幼児、児童及び生徒が」、という表現も必要になるのだらうとは考えておりますので、教育委員会としての考えについては、今お伝えしましたが、条例の趣旨や、他の箇所との整合性もあるので、特にその文言の変更を要望するということはありません。

ただ、そういうことで今教育委員会は考えているということで、考えを話させていただきました。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

教育委員会からの意見については事務局の方で受け止めていただければと思います。他に条例の改正について他の委員の方からの質問等があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次の協議事項に進みます。

令和7年度障害者週間ブース出展について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

障害者週間行事につきまして令和7年2月13日に開催した第4回全体会におきまして、自立支援協議会としてのブースを出展することになりました。

そこで資料3をご覧くださいと思います。

出展内容としましては自立支援協議会の活動内容をまとめて市民に知ってもらうということでこのように活動の概要をまとめてみました。

出典の内容としてはこのようなものを拡大して掲示することを考えております。こちらの内容について、委員の皆様からご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。また事務局としましては、この掲示のみを考えているところですが、委員から例えば委員から説明員を選出して当日配置する必要があるか、そういったことも含めまして運営についてのご意見があればお伺いしたいと思います事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明いただきましたこの点についてご意見ご質問等ありますでしょうか。

この資料3の内容を大きくして掲示するという話とともに、説明員がいるかどうか。

このブースは何時から何時ぐらいまででしょうか。

(事務局)

今回、午前の枠、午後の枠ということがありませんので、1日とおして午前10時にスタートして4時ぐらいまではおそらく展示しているような形になるかと思います。

(会長)

もし説明員として必要であればその時間、時間で区切って何か置くかという話にもなりますがいかがでしょうか。

(委員)

この場で了承を得たらこのまま拡大して掲示をしますか。

(事務局)

このままでよいということであればこのまま掲示いたしますし、修正案等頂ければ、当日まで時間もあるので変更は可能です。

(会長)

作成までどれほど時間を要しますか。

(事務局)

紙で掲示するだけということであれば、そこまで時間はなくても直前でも大丈夫かと思いますが、障害者週間実行委員会にもこういうものを掲示すると報告はしたいので、11月の障害者週間実行委員会で発表が出来るように、11月12日の自立支援協議会で確認をすることとして、当日配布でよろしければ7日水曜日に頂ければ作れると思います。

(会長)

この場で意見は出づらいかと思いますので、誤字脱字等含めて確認をしていただいて、出た意見をもとに事務局で修正してもらうようにしたいと思います。

(委員)

「知っていますか？」という出だしで、印象に残るような内容であれば表題と合うと思うのですが、事前にこの資料を確認しましたが、そのポスターの前にじっと立たないとわからないような内容だった。もう少し簡略化してもいいのではないかと思います。

(委員)

民生でも5月にイベントをしていてこういった掲示物を張りましたが、文字が多く書いてあるものと、皆さん一生懸命見ようとしますが、嫌になってしまう方もやはり多いので、もちろん足を止めて読まれる方もいるなかで、そこを踏まえて私達の場合は全部きちんと書いてあるものと、簡略化して見てわかるような簡潔なものを2種類貼った方がいいのではないかっていう意見です。

(会長)

ありがとうございます。他に何かご意見等ございますか。事務局お願いします。

(事務局)

今いただいたご意見をもとに1つは簡略したものを張り出して、もう1つご自由にお持ちくださいという形式で、しっかり読めるようなものを置いておいてご覧いただくのもいいのかと思います。先ほど意見を募集したところですがその張り出すものと配るものそれぞれについて意見をいただけると事務局としては大変ありがたいと思っております。

(会長)

ご意見が出ました簡易なものをチラシ的に配るという意見、簡易的にはどんなことを伝えたらいいのかも含めて、今この場ですぐに出る方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないかと思いますが11月7日金曜日までにご意見を事務局へお伝えいただければと思います。

それで11月12日の全体会の方で最終確認をしたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは次の議題に進みたいと思います。議題(4)その他でございます。

事務局から何かありますか

(事務局)。

事務局からはございません。

(会長)

皆様から何かありますか。

(委員)

時間が迫ってきていますので手短にと思いますが、この度は私ども、障害者の方々が通われている事業所を運営しているところで社会参加・就労支援部会に関わる話だと思い共有できたらと思います。この前の東京新聞等のニュースに出ていた、杉並区から業務委託をされていた区の障害者団体連合会が、都の最低賃金を下回る賃金で知的障害者を労働させていたと新宿の労働基準監督署から、労働基準法違反なので是正勧告を受けたというニュースについて、我々も市から委託等、仕事をいただいておりますところですが、このことについても小金井市と自立支援協議会でも考えた方がいいのではないかと思いますので私どもの事業所でも話が出たのでご提案させていただきました。

杉並区は2002年から現在にいたるまで最低賃金の半分で行っていたと。指導訓練ということで行っていたのですが、労働基準監督署からすると契約等がなくとも指揮管理の下、同じ作業をしていたのなら最低賃金は発生するだろうということだと思います。

(会長)

最低賃金のことは問題だと思います。事務局と打ち合わせをしながら、議題に乗せていくかということも含めて、検討したいと思います。

他にございますか。

それでは次第3次回開催日についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

今回は10月8日水曜日に差別解消委員会がございますがこちらは差別解消委員会委員のみの出席をお願いいたします。全委員にご出席いただく会議といたしましては、先ほど話がありました11月12日の水曜日18時から専門部会を開催します。

会場につきましては、現時点の予定では、社会参加・就労支援部会が前原暫定集会施設A会議室、相談支援部会は本町暫定庁舎第2会議室、障害者支援施設検討部会は西庁舎第5会議室となります。

部会終了後19時からを目安に前原暫定集会施設A会議室におきまして全体会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございました。

差別解消委員会につきましては特定の委員だけになりますが、委員の方はよろしくお願いいたします。

専門部会につきましてはそれぞれ会場が異なっておりますので、間違いのないようお願いいたします。

最後に委員の皆様から何かご意見ご質問等あればお受けしたいと思いますがい

かがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは第6回小金井市地域自立支援協議会全体会を終了します。